

信州

学生・社会人の皆さん

# 宮田村で合宿をしませんか

宮田村で合宿すると、団体に補助金を交付します。

## 補助内容

【対象者】 宮田村内の宿泊施設を利用して、合宿を行う団体

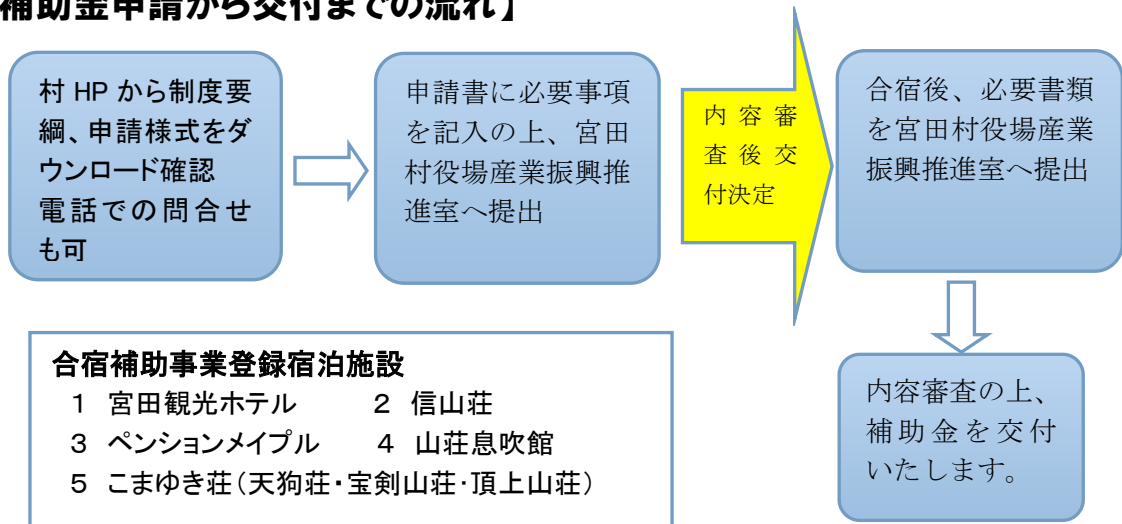
【支給要件】

- 1 村内の登録宿泊施設に宿泊すること
- 2 登録宿泊施設に連続して宿泊する者の延べ人数が20人泊以上であるもの。

【補助額】 支給要件に該当した延べ人数に、500円を乗じた額。  
ただし1回につき10万円を限度とする。

**(11月～3月は1,000円に拡大されます。)**

## 【補助金申請から交付までの流れ】



### 合宿補助事業登録宿泊施設

- 1 宮田観光ホテル
- 2 信山荘
- 3 ペンションメイプル
- 4 山荘息吹館
- 5 こまゆき荘(天狗荘・宝剣山荘・頂上山荘)

〒399-4392

長野県上伊那郡宮田村 98 番地  
宮田村役場 産業振興推進室 商工観光係  
Tel 0265-85-5864 Fax 0265-85-4725

<http://www.vill.miyada.nagano.jp/>  
E-mail [sangyo@vill.miyada.nagano.jp](mailto:sangyo@vill.miyada.nagano.jp)

宮田村内で延べ人員20人以上の宿泊を伴う合宿について、補助金が交付されます。

## 補助金額

1人当り500円  
(11月～3月の期間は1,000円)  
年度内1団体一回 上限10万円

### 【対象となる合宿】

- 村内の登録宿泊施設に宿泊すること。
- 小中学校、高等学校、大学、その他各種学校に所属する生徒及び学生又は生徒学生で組織する団体(部・クラブ・サークル・ゼミ等運動系・文科系いずれも可)
- 企業及び企業に所属する各種団体
- 大会出場などを目標に、社会人等で組織する団体

### 例えば

#### ① 10人の団体が5泊して合宿した場合

$10人 \times 5泊 = 50人泊$   $50 \times 500円 = 25,000円$ (支給額)

※11月～3月の期間は  $50 \times 1,000円 = 50,000円$ (支給額)

#### ② 200人の団体が2泊して合宿をした場合

$200人 \times 2泊 = 400人泊$   $400 \times 500円 = 200,000円$

上限 100,000円(支給額)

※11月～3月の期間は  $400 \times 1,000円 = 400,000円$

上限 100,000円(支給額)

※②の上限額の団体にはプラス宮田村特産品を贈呈します。